# 嘉 手 納 町

# 町制施行５０周年記念キャッチフレーズ募集要綱（案）

# 趣旨

嘉手納町は、令和8年1月1日に町制施行50周年を迎えます。この節目を記念し、地域の絆を強化するとともに、町内外に嘉手納の魅力を広めるさまざまな記念事業を実施するため、町全体が一丸となり、広く親しまれる50周年のキャッチフレーズを募集します。

# 応募資格

　町内在住又は通学通勤者、町出身者、町にゆかりのある方、嘉手納町を応援している方

※18歳未満の方は、あらかじめ保護者の同意を得たうえでご応募ください。

# 募集期限

　フォームまたはメール：令和７年７月３１日（木）午後５時まで

郵送または持参　　　：令和７年７月３１日（木）必着

# 作品要件

・作品は、町制施行50周年を祝うとともに、一体感を生み出し、嘉手納町への思いを表現したもので、誰もが理解しやすく、親しみやすいキャッチフレーズであること

・キャッチフレーズの文字数は20文字以内であること

・文字は漢字、片仮名、平仮名、英語表記等自由（例：嘉手納、かでな、Kadenaなど）

# 応募規定

・プロ、アマチュアは問いません

・応募作品は、未発表作品のものに限ります

・応募は、個人で1点の応募とします

・キャッチフレーズとともに作品に込めた趣旨を記載してください

・作品提出にかかる費用については応募者の負担とします

・応募作品は、返却いたしません、ご了承ください

・作品の中に第三者が著作権、肖像権等の権利を有している著作権物等を利用しないこと

・著作権・肖像権の問題が生じないよう十分注意し、問題が生じた場合は、応募者の責任において処理、解決することとし、町は一切の責任を負いません

・他コンテスト等との二重応募または類似作品、また、過去に他のコンテスト等で入賞した作品は不可とします

・国外からの応募はできません

# 応募方法

１）フォームの場合

嘉手納町ホームページや嘉手納町LINE公式アカウント等にリンクのある応募フォームから応募。

２）メールの場合（容量10MB まで）

件名を「町制施行50周年記念キャッチフレーズ応募」として別添応募用紙（必要事項を記入）を添付し、下記アドレスに送付してください。

送付先アドレス　→　zaisei@town.kadena.okinawa.jp

３）郵送または持参の場合

所定の応募用紙に必要事項を記入し提出。

送付先：〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納５８８番地

　　　嘉手納町役場企画財政課　町制施行50周年キャッチフレーズ募集係宛

# 諸権利

　受賞者は、入賞作品に係る著作権※7（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）及び知的財産権※8（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条に規定する権利をいう。以下同じ。）を町に無償で譲渡し、以後、著作人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとします。

# 審査方法等

　嘉手納町町制施行50周年実施本部による厳選な審査により最優秀作品を１点決定いたします。

　　最優秀作品へ選定された作品を応募された方へ、副賞として５万円分のクオカードを進呈いたします。

# 最優秀作品の取り扱いについて

　嘉手納町町制施行５０周年記念事業のキャッチフレーズとして、町が主催、共催する各種事業の周知啓発活動、広報紙及びホームページ、各種印刷物、各種ＰＲ等に活用します。

# 個人情報の取り扱い

　応募作品にかかる個人情報については、作品の審査・発表・表彰・応募状況の集計以外の目的で使用することはありません。

作品展示の際には、氏名、キャッチフレーズに込めた趣旨を公表しますのであらかじめご了承ください。

# 応募・問い合わせ先

〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納５８８番地

　嘉手納町役場　町制施行50周年キャッチフレーズ募集担当

　電　話：098-956-1111（内234）

　メール：[zaisei@town.kadena.okinawa.jp](mailto:zaisei@town.kadena.okinawa.jp)